

一般社団法人 データマネジメント協会日本支部 基本方針・規範

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 データマネジメント協会日本支部（以下「当法人」という）定款第2条の規定に基づき、この法人の方針および規範を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 情報、課題、アイデア、経験、活用資源、疑問点などを交換するためのフォーラムを設ける。

2 当法人の目的を促進するために、支部会議、ワークショップ、分科会を支援する。

3 当法人の使命に関連する情報の蓄積センターを設ける。

(行動規範)

第3条 データマネジメントアソシエーションインターナショナル（以下「DAMA-I」という）がその目標を達成し、成果を上げ、目的を果たすために、当法人は以下の行動規範を採用する。この規範は当法人の会員、理事、参加者、ゲスト全てに適用されるものとする。DAMA-I及び当法人と業務関係を持つ者は全員、以下の規範に従うこと。

1. 誠実かつ公正な精神に則り、専門家に値する態度で振る舞い、活動すること。
2. 会員はその雇用者、当法人、DAMA-I及びまたはその他組織や個人の所有権を侵害するような活動に加わらないこと。
3. 当法人とDAMA-Iの定款、規程と方針に従うこと。
4. 会員の登録、承認は当法人の健全な活動のため、適切に行われること。
5. 営業活動や直接的および間接的勧誘活動など、およびまたは当法人及びDAMA-Iの目的及び方針と矛盾するような活動を行わないこと。
6. 該当する理事会の承認なしに、当法人及びDAMA-Iが主催する活動において、文章を配布したり展示をしたりしないこと。
7. 当法人もしくはDAMA-Iの名称やロゴを、理事会で許可されていない行為などに使用してはならない。
8. 当法人もしくはDAMA-Iの会員リストもしくはその一部を、該当DAMA組織の理事会の書面での許可なしに使用してはならない。
9. 当法人もしくはDAMA-Iの議事進行、ワークショップ、シンポジウム、または他の支援イベントの録音は、どんな形式のものであっても、該当の理事会の書面での許可なしに行ってはならない。
10. 当法人の主要な活動として、プロパガンダを行ったり立法行為に影響を与えることを企てたりしてはならない。当法人は声明を発表したり配布することも含め、公務にあたるものへの政治的運動に参加したり、阻害したりしてはならない。他の条項にどのように規定されていても、基本的に当法人の目的に沿わない活動や強制をしてはならない。

(分科会規範)

第4条 当法人は分科会の発足・運営に当たり、以下の分科会規範を採用する。この規範は当法人の会員、理事、参加者、ゲスト全てに適用されるものとする。

1. 分科会は、会員からの提案等にて発足し、会員自らが主体性をもって活動する場である。
2. 活動計画等は、提案者が理事会に説明の上、承認を得ることとする。
3. 運営は、分科会参加者から選任された分科会リーダーが中心となって行う。情報発信が必要な場合は参加理事がサポートする。
4. 運営サポートのため、分科会には理事が1名以上参加する。
5. 活動内容の変更等が発生する場合は、分科会リーダーが理事会に説明の上、承認を得るものとする。
6. 当法人からの予算提供・補助は原則として行わない。
7. 分科会活動は、社員総会において活動内容や成果を発表する。
8. 分科会作成成果物の著作権は当法人に帰属する。
9. 分科会作成成果物は、会員が活用可能なように分科会リーダーおよび各分科会の担当理事が適切に管理しなければならない。
10. 分科会作成成果物の外部への発表などは理事会の承認を得た上とする。
11. 会場提供いただく企業・組織等に対しては、その企業などのコンプライアンスに抵触しないよう、節度を持って行動すること。

(変更)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。